○農林水産省告示第千四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県度会郡南伊勢町古和浦字有地山九九八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県鳥羽市船津町字長坂六三一の一（次の図に示す部分に限る。）、六三一の八、六三三の一、六三四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字ウエガヒロ三七一一、三七一一の一、三七一一の二、三七一二、三七一四、三七一六、三七一七の一、三七七六、三八二四から三八二九まで、三八三三、三八三四の一、三八三四の二、三八三六から三八三九まで、三八四二の一から三八四二の三まで、三八四三から三八四六まで、三八四六の二、三八四七の二から三八四七の八まで、三八四七の一〇、三八四七の一三から三八四七の二九まで、三八四七の三一、三八四八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町竹原字門間一二一一、一二一三、一二一七の一から一二一七の一四まで、一二二一から一二二三まで、一二二五から一二三六まで、一二三七の二から一二三七の五まで、一二三七の八、一二三七の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字トリガウエ三四九四の一、三四九四の三、三四九四の四、三四九四の六、三四九四の九から三四九四の一一まで、三四九四の一三から三四九四の一五まで、三四九四の二二、三四九四の二三、三四九四の二五、三四九四の二六、三四九四の三五、三四九四の三七から三四九四の四三まで、三五〇七の二、三五三一の一、三五三二の一、三五三二の二、三五三四、三五五六から三五五八まで、三五五八の一、三六一七、三六二三、三六六九、三六八五から三六九四まで、三六九六から三六九九まで、三七〇一、三七〇二の一、三七〇二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び度会町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県度会郡度会町川口字虎ケ岳一四九八の一、一四九八の六、字ヲドロイシ奥一五六七の四、一五六七の五、一五六七の二四一、字勝手廣一五六八の六、火打石字彦山五五九の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び度会町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村丙字土会平六七一、六七八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字土会平六七八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）